

四日市市自転車競走競技規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第41号

四日市市自転車競走競技規則の一部を改正する規則

四日市市自転車競走競技規則（昭和37年四日市市規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第55条の2 審判委員は、先頭員が誘導中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、先頭員に対して誘導を中止し、退避するよう指示することができる。</p> <p>(1) 競走選手に<u>追い越されたとき</u>、又は競走選手の競走を妨害し、若しくは競走選手と接触するおそれその他の競走選手の競走の安全を阻害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>第55条の2 審判委員は、先頭員が誘導中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、先頭員に対して誘導を中止し、退避するよう指示することができる。</p> <p>(1) 競走選手に<u>追い越された後に、適正な走行により再び競走選手の先頭に出ることが困難と認められるとき</u>又は競走選手の競走を妨害し、若しくは競走選手と接触するおそれその他の競走選手の競走の安全を阻害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>
<p>第58条 競走選手は、先頭員が最終周回前回に入る<u>ホーム・ストレッチ・ライン</u>に到達するまでは、先頭員を追い抜いてはならない。</p>	<p>第58条 競走選手は、先頭員が最終周回前回の<u>標識線</u>に到達するまでは、先頭員を追い抜いてはならない。</p>
<p>第70条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その選手は失格とする。</p>	<p>第70条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その選手は失格とする。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条、<u>第16条</u>から第18条まで及び<u>第58条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 選手が第11条、第11条の2、第13条から第15条の2まで及び第59条の規定に違反したときは、その違反の程度に応じ、その選手に走行注意若しくは重大走行注意を与え、又はその選手を失格とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条及び<u>第16条</u>から第18条までの規定に違反したとき。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 選手が第11条、第11条の2、第13条から第15条の2まで、<u>第58条</u>及び第59条の規定に違反したときは、その違反の程度に応じ、その選手に走行注意若しくは重大走行注意を与え、又はその選手を失格とする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和元年5月31日から施行する。

(商工農水部けいりん事業課)